

一般社団法人 埼玉県病院薬剤師会

2022年度 臨時総会

開催日時：2023年3月14日（火）午後6時30分より

開催方法：WEB開催

次 第

1. 会長演述 町田 充（さいたま赤十字病院）
2. 議長の選出
3. 議事
 - （1）第1号議案 2023年度事業計画 承認の件
 - （2）第2号議案 2023年度予算 承認の件
 - （3）第3号議案 （一社）埼玉県病院薬剤師会定款・細則・
組織図の改定案 承認の件
 - （4）第4号議案 埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター
実施要綱改正案 承認の件
 - （5）第5号議案 日病薬報告
第65回通常総会
第66回臨時総会
 - （6）第6号議案 その他
4. 閉会の辞 多田 幸子 （獨協医科大学埼玉医療センター）

2023年度事業計画

【Ⅰ. 事業活動基本方針】

埼玉県民への正しいくすりの知識などの普及啓発活動および薬剤師を目指す学生への教育環境整備のための支援を行う。また薬学に係る業務・調査・研究および医薬品に係る情報提供等の実施により、会員および県内すべての薬剤師の知識と意識の向上を実現するため、研修会および講演会等を提供実施する。「チーム医療への参画と在宅医療への貢献」という観点をふまえ患者の立場に立った医療への貢献を図る。

そのために各委員会・部会の更なる活動を目指し「魅力ある埼玉県病院薬剤師会」の実現のために、さまざまな事業を企画実施する。

【Ⅱ. 重点項目】

「魅力ある病院薬剤師会」の構築

【Ⅲ. 事業計画】

1. 埼玉県民へ見える病院薬剤師会の貢献

- ① 個々の県民が参加できる講演会の複数開催
- ② その他、県民へ貢献できる事業実施
 - ・ ホームページ等の SNS を利用した薬相談の実施
 - ・ 各種団体や地域町内会等からの出前講座を復活

2. 会員および県内薬剤師、薬学生、薬事関連事業者への知識と意識の向上

- ① 医薬品の最新情報の提供
病院薬学研修会、ネットカンファレンス、地域ブロック研修会、スキルアップ研修会、学術大会、新任薬剤師研修会等で新しい医薬品を含めた情報提供、適正使用などの知識の普及啓発を行う。
- ② 医療の質と安全の実現
薬剤師の専門性を踏まえ知識や実践力等の向上を目指し、臨床業務実践講座「糖尿病」、感染制御研修会、抗がん剤研修会（集中講義を含む）、輸液・抗がん剤調製実技研修会、埼玉緩和薬物療法研修会、精神科領域臨床研修会、精神科薬物療法研修会、妊婦授乳婦・小児科領域研修会、輸液・栄養管理研修会、医療の質・安全管理研修会、その

他会員の要望に沿った特別な研修会などを行う。

③ チーム医療の推進

近年の厚労省医政局長通知にある具体的項目を実施する手助けとなるよう各種研修会のテーマの中で服薬指導、処方支援、フィジカルアセスメント等を取り入れる。

④ 生涯教育の充実

薬剤師向けの研修会は生涯研修センターの担当委員会で企画・運営・評価を行い、研修単位の付与および認定薬剤師の認証を行う。また、日本病院薬剤師会薬学認定薬剤師制度に参画する。さらに、他領域との合同研修会を開催する。

⑤ 薬学生教育の支援

実習施設の確保や拡大を目的とした、認定実務実習指導薬剤師の養成ワークショップの開催並びに認定実務実習指導薬剤師の資質向上を目的としたアドバンスドワークショップを開催し、病院薬学実習における質の向上を行う。

⑥ 薬事関連事業者への支援

薬事関連事業者が医療制度の変革や技術進歩を薬事研修会で学ぶことで医療関係者との問題点の共有を図ることが重要であり、より大きな患者貢献が期待される。

3. その他

① 委員会運営の再構築

- ・ 既存委員会へ複数の新規事業を提案。
- ・ 新たな委員会の設置と検討。
- ・ 各委員会・部会に埼玉県薬剤師会会員の同席を検討。また、新委員の増員として主に若手（Z世代含む）や女性の登用を検討。

② 埼玉県内の各種関連団体との協力

- ・ 埼玉県薬剤師会や薬事連合団体、埼玉県行政とも連携強化
- ・ 埼玉県薬剤師会の理事選への立候補（1 枠または 2 枠）
- ・ 埼玉県薬剤師会委員会への委員としての参画

③ 調査事業への関与協力

- ・ 各種（主に日病薬）調査（アンケート）の回収率向上。

④ 会員のための交流体制構築

- ・ 会員からの質疑等を可能にした ICT 環境構築
- ・ 認定取得者らの情報共有体制の構築

第2号議案 2023年度予算

収支予算書内訳表

2023年4月1日から2024年3月31日まで

【当期予算】

勘定科目	2023年予算案	2022年予算案	増 減	備 考
経常増減の部				
(1) 経常収益				
正会員会費	7,920,000	7,920,000	0	4,000円×1,980名
賛助会員会費	2,280,000	2,280,000	0	30,000円×76名
特別会員会費	480,000	480,000	0	4,000円×120名
事業収益				
研修事業収入	4,000,000	4,500,000	△ 500,000	各研修会
広告収入	200,000	200,000	0	
受取補助金等				
日病薬還付金	2,472,000	2,472,000	0	1,200円×2,060名
雑収益				
受取利息	1,000	1,000	0	預金利息
雑収入	200,000	200,000	0	
経常収益計	17,553,000	18,053,000	△ 500,000	
前期繰越収支差額	5,000,000	4,000,000	1,000,000	
	22,553,000	22,053,000	500,000	
(2) 経常費用				
事業費				
給与	1,800,000	1,800,000	0	職員給与
会場使用料	1,852,000	1,552,000	300,000	委員会等会場設営
会議費	1,025,000	1,025,000	0	
講演料	590,000	590,000	0	
通信運搬費	720,000	720,000	0	
印刷費	2,700,000	2,700,000	0	会誌、名簿
消耗品費	580,000	580,000	0	
負担金	320,000	320,000	0	関東ブロック、薬事団体連合会
積立金	800,000	800,000	0	関東ブロック積立金
活動費	3,185,000	2,985,000	200,000	
雑費	380,000	380,000	0	
	13,952,000	13,452,000	500,000	
管理費				
給料手当	1,800,000	1,800,000	0	職員給与
総会費	150,000	150,000	0	
理事会費	570,000	570,000	0	
役員会費	200,000	200,000	0	
旅費交通費	350,000	350,000	0	出張費、職員通勤手当
通信運搬費	350,000	350,000	0	
備品費	265,000	265,000	0	
消耗品費	860,000	860,000	0	
光熱費	370,000	370,000	0	
印刷費	290,000	290,000	0	
賃借料	1,700,000	1,700,000	0	事務所賃料、リース代
交際費	200,000	200,000	0	関連団体、慶弔費
支払手数料	900,000	900,000	0	税理士・司法書士顧問料
雑費	576,000	576,000	0	
租税公課	20,000	20,000	0	
	8,601,000	8,601,000	0	
経常費用計	22,553,000	22,053,000	500,000	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、病院、診療所、介護保険施設等に勤務する薬剤師の倫理及び学識技能を高め、安全・安心で質の高い薬物療法の確保を図るとともに、医薬品に関する正しい知識の普及を行うことにより、県民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療安全対策及び医薬品の適正使用の推進
- (2) 県民への医薬品に関する正しい知識の普及
- (3) 認定薬剤師・専門薬剤師の養成、生涯研修の推進
- (4) 薬学教育への協力
- (5) 医療及び薬事に関する調査研究
- (6) 学術大会、講演会及び研修会等の開催
- (7) 機関誌その他の刊行物の発行
- (8) 会員の労働環境の整備及び福利厚生の実施
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員及びその資格)

第5条 本会に、次の会員を置く。

(1) 正会員 埼玉県内の病院、診療所、介護保険施設に勤務、または本会に勤務し、本会の目的及び事

業に賛同して入会した薬剤師

(2) 特別会員 正会員以外の薬剤師で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者

(3) 名誉会員 本会の事業又は薬学の発展に顕著な功績が認められ、理事会の推薦により総会の承認を受けた者

(4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を支援する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」と

いう。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員(名誉会員を除く。)になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、正会員、特別会員及び賛助会員は、会費を支払う義務を負う。

- 2 会費の額及び徴収方法は、総会において別に定める。
- 3 既納の会費は、返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成等)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 4 通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 名誉会員の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会が付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、毎年度5月に通常総会を1回開催するほか、3月及び必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び顧問

(役員設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上3名以内を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第26条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問は、本会の運営に関し、会長の求めに応じ、随時意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他重要な会務の決定

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第33条 本会に、理事会の補助機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。
- 3 委員会の設置、運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金)

第35条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 4 前項に基づく収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第38条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は理事会の承認を得て会長が定める。
- 3 事務局に職員を置くことができる。
- 4 事務局の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 雑則

(公告の方法)

第 42 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(細則)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、堀口久光とする。

3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

制定 平成 26 年 4 月 1 日

改定 平成 29 年 5 月 16 日

改定 令和 5 年 3 月 14 日

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会定款第43条に基づき、本会の運営に必要な事項を定めるものとする。

第2章 委員会

(委員会の設置)

第2条 本会は定款第3条の目的を達成するため、定款第33条に基づき次の常置委員会を設置し、定款第4条に定める事業を行う。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 薬事運営委員会
- (4) 実習教育委員会
- (5) 生涯研修センター

2 本会は前項の委員会のほか、理事会において必要と決議された委員会を臨時的に設置および運営等することができる。

3 委員会は、委員長、副委員長、委員、および担当幹事によって構成される。委員長および担当幹事には、本会の理事が就任する。

4 委員会の委員には、本会理事会において承認された本会正会員が就任する。ただし、理事会が特に認めた場合は、本会特別会員および本会事務局員を委員に、本会会員以外の有識者を外部委員に、それぞれ就任させることができる。

(総務委員会)

第3条 総務委員会は以下の業務を行う。

- (1) 本会の事業計画・報告の統括と、総会等の準備及び運営を行い、会全体の総務・庶務・備品管理を行う。
- (2) 予算編成及び決算、会費等の管理の財務管理を行う。
- (3) 会員情報および会員施設の情報管理及び会員証発行を行い、会員管理全般の管理を行う。
- (4) その他、他団体との情報交換・交流の窓口等を行う。

(広報委員会)

第4条 広報委員会は以下の業務を行う。

- (1) 本会の会誌発行事業やホームページの掲載内容を担う。また、県民や会員への情報発信を行い、広報全般を行う。

(薬事運営委員会)

第5条 薬事運営委員会は以下の業務を行う。

- (1) 県民のために、公開講座の企画運用を行う。
- (2) 薬事関係者への最新の医療薬学関連情報を伝達する。
- (3) 災害救護・支援活動や救急領域に関わる全般的な運用を行う。
- (4) 診療報酬改訂による各施設への調査や対策を行う。
- (5) 会員の帰属意識向上のために、会員の満足度調査等を行う。

(実習教育委員会)

第6条 実習教育委員会は以下の業務を行う。

- (1) 薬学生の実務実習の問題点や課題の抽出および解決策等を行う。
- (2) 薬剤師タスクフォースの育成事業を行う。
- (3) 地域に関わる中小病院診療所や地域連携事業を行う。

第3章 生涯研修センター

(生涯研修センターの設置)

第7条 本会は定款第4条に定める事業を行うため、主に薬剤師を対象とした研修事業を実施するために生涯研修センター（以下、本センターという）を設置し、以下の業務を行う。

- (1) 本センターは、研修認定薬剤師制度に基づいた生涯研修の場をすべての薬剤師に提供すると共に、薬剤師としての知識と能力、技能を啓発し、高揚するために研修を実施する。また、研修修了に基づいた単位を付与および規程の単位を取得した薬剤師を研修認定薬剤師として認定して、県民のために貢献できる薬剤師を誕生させることを目的とする。
- (2) 本センター各小委員会の研修会の企画基本方針は、会員から評価が高い研修内容を企画し、研修会の評価項目の1つに「認定取得者の誕生（複数）」とする。また、薬剤師の自己満足の研修企画にとどまらず、「実践的で行動変容につながる研修」を企画する。
- (3) 本センターには、次の小委員会および部会を設置する。
 - ① 企画小委員会
 - ② 評価小委員会

- ③ 実施小委員会－総合研修部会
- ④ 実施小委員会－地域研修部会
- ⑤ 実施小委員会－特別対策部会
- ⑥ 実施小委員会－がん領域専門研修部会
- ⑦ 実施小委員会－感染制御領域専門研修部会
- ⑧ 実施小委員会－糖尿病領域専門研修部会
- ⑨ 実施小委員会－緩和医療領域専門研修部会
- ⑩ 実施小委員会－精神科領域専門研修部会
- ⑪ 実施小委員会－妊婦授乳婦・小児科領域専門研修部会
- ⑫ 実施小委員会－輸液・栄養管理領域専門研修部会
- ⑬ 実施小委員会－医療の質・安全対策領域専門研修部会

(企画小委員会)

第8条 企画小委員会は以下の業務を行う。

- (1) 本会の実施要綱に従い、実施される研修会の事前評価を行う。

(評価小委員会)

第9条 評価小委員会は以下の業務を行う。

- (1) 本会の実施要綱に従い、実施された研修会の事後評価をする。
- (2) 個々の薬剤師からの認定申請を客観的に評価の上、研修認定薬剤師として認定する。

(実施小委員会 総合研修部会)

第10条 実施小委員会 総合研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 病院薬剤師として業務を行う上で必要な資質および幅広い領域の知識を学習する機会を提供することを目的として、以下のことを実施する。
 - ①幅広い領域の研修会の企画・運営
 - ②入職から3年目までの薬剤師を対象とした研修会の企画・運営
 - ③学術大会の企画・運営
 - ④他施設見学の要請への対応

(実施小委員会 地域研修部会)

第11条 実施小委員会 地域研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 会員の地域性や所在に合わせての基礎知識や技術力向上のために講演や実技演習を中心に研修会を企画・運営する。
 - ①会員個人の能力を向上させるスキルアップ研修会の企画・運営

- ②個別の疾患ガイドラインや実臨床の治療法を盛り込んだ地域
ネットカンファレンス研修会の企画・運営
- ③各ブロック研修会（東、西、中央、北）の企画・運営

（実施小委員会 特別対策部会）

第12条 実施小委員会 特別対策部会は以下の業務を行う。

- （1）各専門部会では取り扱いがなく、注目度が高い研修や専門領域とは重複しない実務的な内容を盛り込んだ研修会を多くの会員に提供することを目的に企画・運営する。

（実施小委員会 がん領域専門研修部会）

第13条 実施小委員会 がん領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- （1）がん医療に精通した認定薬剤師を増やしていくため、若手薬剤師ががん医療に興味をもてるような研修会を継続的に企画・運営する。
- （2）がん医療に精通した薬剤師のすそ野を広げることともに、認定取得者の専門性の質の向上と継続したモチベーションを維持できる研修スキームを構築する。
- （3）埼玉県薬剤師会との連携により、行政の取組に応じて、保険薬局との合同研修を立案・企画・運営する。

（実施小委員会 感染制御領域専門研修部会）

第14条 実施小委員会 感染制御領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- （1）感染制御や感染症に関する高度な知識、技術、実践能力等の必要な知識を習得できるような満足度の高い研修会の企画・運営する。
- （2）感染の認定資格を取得できる研修会の企画・運営をする。そのために本委員会委員が教育・支援をする体制を構築する。

（実施小委員会 糖尿病領域専門研修部会）

第15条 実施小委員会 糖尿病領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- （1）糖尿病の薬物治療だけではなく、患者の生活に寄り添った療養指導のための研修会の企画・運営をする。他職種チーム医療も含む。
- （2）日本糖尿病療養指導士（CDEJ）や糖尿病薬物療法認定薬剤師が取得できる研修会の企画・運営をする。
- （3）糖尿病治療の指導管理料に専門領域の加算が取得できるための調査・研究・発表を行う。
- （4）糖尿病患者へのアドボカシー（支援）活動を企画して実施する。

(実施小委員会 緩和医療領域専門研修部会)

第 16 条 実施小委員会 緩和医療領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 緩和医療の薬物療法に関する研修会の企画・運営をする
- (2) 緩和医療に携わる薬剤師の連携に関する研修会の企画・運営をする。
- (3) 緩和医療領域の認定・専門資格取得できる研修会を企画。運営する。
- (4) 緩和医療の普及に向けた啓発活動を企画して実施する。

(実施小委員会 精神科領域専門研修部会)

第 17 条 実施小委員会 精神科領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 精神科に纏わる県民の社会へのニーズに応えるための研修会を企画・運営をする。
- (2) 精神疾患への理解とその薬物療法の適正化、ならびに医療に貢献できる知識・情報伝達の研修会を企画・運営する。
- (3) 精神科領域の認定薬剤師が所得できる研修会を企画・運営する。

(実施小委員会 妊婦授乳婦・小児科領域専門研修部会)

第 18 条 実施小委員会 妊婦授乳婦・小児科領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 妊婦授乳婦・小児科領域の薬物療法に関する疑問を提示し、種々の情報源を元に、患者へ注意すべき必要な情報を学ぶ研修会を企画・運営する。
- (2) 県内の薬剤師とその情報を共有する体制を構築する。
- (3) 妊婦授乳婦・小児科領域の専門資格が取得できる研修会を企画・運営する。

(実施小委員会 輸液・栄養管理領域専門研修部会)

第 19 条 実施小委員会 専門研修部会 輸液・栄養管理領域専門研修部会は以下の業務を行う。

- (1) 各疾患における栄養療法の重要性と最新の情報を発信する研修会を企画・運営する。
- (2) 栄養療法に興味をもち、資格取得ができる研修会を企画・運営する。
- (3) 多職種でのアプローチを見据えて、薬剤師以外の職種の参加も受け入れる。

(実施小委員会 医療の質・安全対策領域専門研修部会)

第 20 条 実施小委員会 医療の質・安全対策領域専門研修部会は以下の業務を行う。

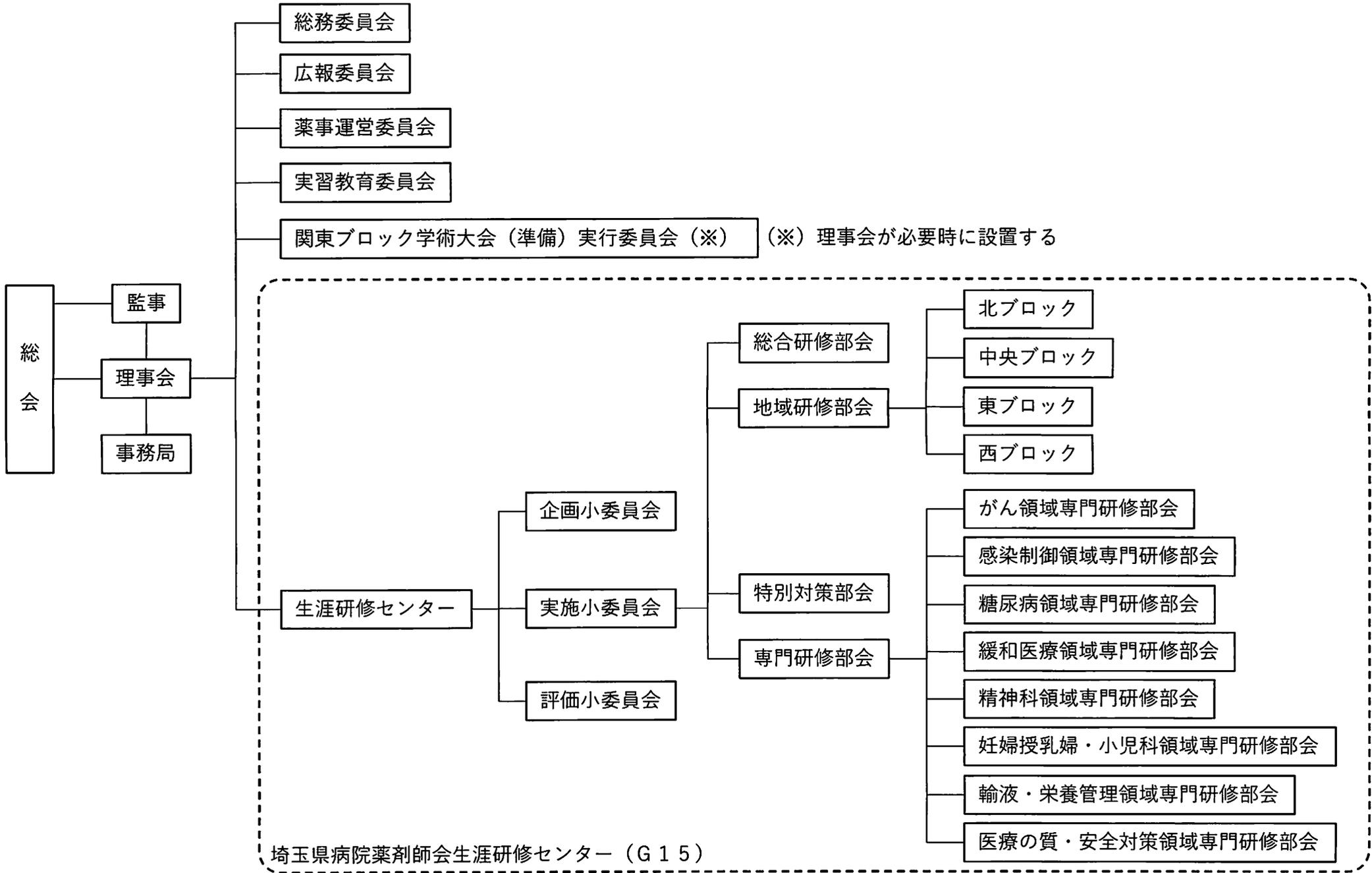
- (1) 医療の質・医療安全の薬物療法の推進のための研修会を企画・運営をする。
- (2) 医療の質・医療安全に長けた薬剤師のための研修会を企画・運営する。
- (3) 医療の質・安全部会から最新情報を、会誌等を利用して発信する。

(4) 医療の質・医療安全に関する他施設からの相談応需の体制を構築する。

附則 本細則は令和5年3月14日より施行する。



一般社団法人 埼玉県病院薬剤師会 組織図 (2023年1月現在)



埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター (G15)

第4号議案

埼玉県病院薬剤師会 生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱

第1章 総則

(総則)

第1条 埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター（以下、「本センター」という）は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会（以下「本会」という）定款第3条に定める目的を達成するため、同定款第4条に定める事業を行うにあたり必要な事項を埼玉県病院薬剤師会 生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱として定める。

第2章 研修事業および研修単位付与事業

(研修内容)

第2条 本センターが実施する研修内容は、薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚するために必要なものとし、以下の内容を含むものとする。

- (1) 基礎薬学（調剤・製剤、医薬品情報、処方解析、副作用・相互作用、医薬品管理、医薬品開発・治験、薬理学、薬理学以外の基礎薬学）
- (2) 実践薬学（疾病・薬物療法、公衆衛生、漢方薬・生薬、感染制御、栄養療法、医療安全、コミュニケーション技術、セルフメディケーション、フィジカルアセスメント、病棟・外来薬剤業務、チーム医療・多職種連携、地域医療・在宅医療・プライマリケア）
- (3) 倫理・制度（医療倫理・医療関連法規、保険制度、医療行政）
- (4) その他（教育・研究、マネジメント、医療経済、災害対策）

(研修の形式)

第3条 本センターが主催、共催、後援する研修会・講演会・勉強会・学会等（以下、研修会等という）の形式は以下のとおりとする。

- (1) 研修会等の開催方法は、以下のとおりとする。
 - ① 会場集合型研修・・・会場に集合して行う研修会等
 - ② WEB 即時配信型研修・・・インターネットを利用した即時配信型の研修会等
 - ③ ハイブリッド型研修・・・会場集合型研修および WEB 即時配信型研修を併用する研修会等
- (2) 研修会等の研修方法は、以下のとおりとする。
 - ① 座学研修・・・主に講演者が一方的に講演等を行う研修会等
 - ② 実習研修・・・実技演習等を主に研修する研修会等
 - ③ ワークショップ形式もしくはスモールグループディスカッションを主たる研修手法として行う研修会等
- (3) その他の研修会等については、本会の理事会の承認のもとに本センターのセンター長が別に定める。

(研修単位の付与)

第4条 本センターは、公益社団法人 認定薬剤師制度認証機構(以下、CPC という)が認証した研修プロバイダーであり、CPC の認証による研修単位を以下の基準により付与する。

(1) 集合研修

前項に定める会場集合型研修・WEB 即時配信型研修・ハイブリッド型研修のいずれにおいても、講演等の時間90分あたり1単位とし、1日あたり最大4単位を上限とする。複数日にわたって行われる研修会等の場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、学会発表を除き研修会等の講師には、担当時間20分以上の場合に別途1単位を付与する。

また、他の学会・薬剤師会等の研修制度に合致した研修会等の場合には、その研修制度の研修単位を付与することもできる。ただし、同一研修会において研修単位の重複取得はできないものとする。

(2) グループ研修

集合研修に該当しない小規模な研修(病院内・病院グループ内・大学内・地域等の研修会等)で本センターが審査にて認めた場合は、2時間で1単位とし、1日4単位を上限とする。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、研修時間の1時間単位での積算を認める。

(3) その他の研修

本センターが別に定める基準により研修単位を付与する。

(研修会参加費)

第5条 本センターが主催する研修会等を行うにあたって、参加者から研修会参加費(以下、研修会費という)を徴収することができる。この研修会費は会場費、講師料、運営費等の研修会運営に充てる。

(1) 研修会費は研修センター長が特段に定める場合のほか、以下の金額とし、研修会等の案内ポスター等において周知する。

(2) 研修会費は、原則として会員と非会員の区分に分け、以下の金額とする。

(3) 会員とは、本会の正会員および特別会員とするが、センター長が特に認めた場合は、研修会等の共催・後援団体等の会員を会員の区分に入れることができる。

(4) 薬学実務実習生(薬剤師免許を有する者は除く)が実務実習期間内に実習先の薬剤師と共に研修会等に参加する場合は、その薬学実務実習生の研修会費は、センター長が特に認めた場合を除き、原則として無料とする。

研修の時間	会員の参加費	非会員の参加費
90分以上 180分未満	1,000円	2,000円
180分以上 270分未満	2,000円	4,000円
270分以上 360分未満	3,000円	6,000円
360分以上(ただし、複数日に亘る研修会等は適用しない)	4,000円	8,000円

(5) 事前申し込みを必須とする研修会等においては、参加申込者から事前に研修会費を徴収する。この場合において、参加申込者が研修会等の当日に不参加となった場合でも、事前に徴収した研修会費は返金しないものとする。ただし、

研修会等が主催者の都合により中止となった場合は、参加者に返金できる。

(研修会の実施)

第6条 本センターが主催する研修会等の企画・実施・評価について以下のように定める。

- (1) 企画小委員会は、実施小委員会の各部会と協議し、研修会等を企画する。また、事前評価を実施し、研修会等の質を担保する。
- (2) 実施小委員会は、研修会等の実施に必要な準備および実施・運営を行う。
- (3) 評価小委員会は、研修会等の事後評価を行い、以降の研修会等の企画・運営に役立てる。

(研修単位の請求および付与)

第7条 研修単位は、研修会等の受講者が以下に定める方法により本センターに請求する。本センターは研修会等の受講者から研修単位の発行に必要なすべての手続きが完了した者に対して研修単位を付与する。

- (1) 集合研修は、研修会等終了後、その研修会で指定された成果報告書の提出により研修単位の付与を行う。
- (2) グループ研修は研修会終了後、下記書類を提出して受講者が研修単位を請求する。本センターは請求に基づいて評価委員会で審議の上、研修単位を受講者に付与できる。

ア：受講単位請求書【様式4】

イ：プログラムまたはポスター（写し）

ウ：研修受講シール請求時の研修レポート【様式5】

（1回の研修につき300字以上）

エ：受講を証明するもの

(研修実施団体)

第8条 本章に定める本センターが主催、共催、後援する研修会等のほか、本センターが認証する研修会等の実施団体（以下、研修会実施機関という）が、本章に定める研修内容および研修の形式で実施する研修会等を実施することで本センターの研修単位を発行することができる。

- (1) 薬剤師の資質向上を目的としている学術団体・職域団体等で、本センターの定める書式にて登録申請を行い、認証を受けることで本センターの研修会実施機関となることができる。

ア：集合研修会実施機関登録申請書【様式7】

イ：団体規約（または会則等）

ウ：団体役員名簿（3名以上）

エ：会員名簿

- (2) 本センターは研修会実施機関の登録申請書に基づいて当該団体の研修会実施状況の評価小委員会で審議および評価の上、「集合研修会実施機関登録証」を発行する。なお、「集合研修会実施機関登録証」には原則期限を設けないこととするが、研修実施機関での研修会開催状況や研修内容について、「集合研修会開催計画書」や「集合研修会終了報告書」等で評価を行い、目的にそぐわない場合には登録を取り消すことができる。

- (3) 集合研修会開催前の手続きについて以下に定める。

①主催または共催する研修会について開催予定日3週間前までに以下の文書等を提出して申請を行う。

ア：研修会企画提案書

イ：研修会開催計画書

ウ：研修会開催告知文書（ポスター）

エ：研修受講シールの申請料（納入先第17条（3）参照）

②集合研修会実施機関が集合研修会を開催する時の研修受講シールの申請料は次のとおりとする。

研修会参加人数	1研修会あたりの金額
50名まで	1,500円
51～100名まで	3,000円
101～300名まで	5,000円
301～1000名まで	10,000円
1001名～	30,000円

③本センターは申請内容を確認の上、「集合研修会開催計画書の受理書」【様式8】と研修受講シールを付与する。

（3）集合研修会実施機関の研修会終了後の手続きについて以下に定める。

主催または共催する研修会終了後2週間以内に残余の研修受講シールとともに「集合研修会終了報告書」【様式9】を本センターに提出する。

第3章 生涯研修認定薬剤師の認定事業

（生涯研修認定薬剤師の認定）

第9条 本センターは次条以降に定める認定要件を満たした者に対し、本センター評価小委員会において審議の上で、埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター生涯研修認定薬剤師（以下、認定薬剤師という）として認定する。

（認定要件）

第10条 認定薬剤師の新規認定および更新認定は、次の各号に定める認定要件をすべて満たした場合に行う。

（1）日本国の薬剤師免許を有すること。

（2）次条以降に定める必要な研修単位を取得していること。

（3）第18条に定める認定薬剤師の取り消し事由に該当しないこと。

（4）認定申請に必要な申請料を支払い、認定申請に必要な書類等を提出すること。

（認定に必要な単位数）

第11条 認定薬剤師の新規認定および更新認定は、次条に定める研修単位について以下の単位数を取得した場合に行う。

（1）新規の研修認定には最初の単位取得日より4年以内に、40単位を取得すること。ただし、毎年5単位以上を取得すること。

（2）新規研修認定後の更新認定は、3年ごとに更新を受けねばならない。更新

認定には、30単位以上を取得すること。ただし、毎年5単位以上を取得すること。

(認定対象となる研修単位の範囲)

第12条 研修単位認定薬剤師の認定に必要な研修単位については、以下のとおり定める。なお、本センターの発行する研修単位のほか、他のCPCが認証する研修プロバイダーが発行する研修単位も対象となるものとする。

- (1) 集合研修において付与された研修単位は、1日4単位を上限として認める。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間以上の場合9単位を上限として認める。また、WEB即時配信型研修およびハイブリッド型研修もこの分類に該当するものとする。
- (2) グループ研修において付与された研修単位は、最初の単位取得日または更新を受けた日より換算して年間5単位を上限として認める。
- (3) 他の研修プロバイダーが発行した研修単位のうち、事前収録した研修会等の内容を後日インターネットを介して配信する研修会等(以下、オンデマンド型研修という)および、各プロバイダーが実施しているインターネットを利用した通信講座による研修(以下、eラーニング研修という)において付与された研修単位は、最初の単位取得日または更新を受けた日より年間5単位を上限として認める。なお、学会等において同一期間に開催された集合研修とそのオンデマンド型研修の単位については、それぞれの単位を上限の範囲で認める。

(4) その他研修

上記以外の研修については、個別に評価小委員会にて審議する。

(研修の記録)

第13条 研修の記録および単位修得の証明は次の通り定める。

(1) 研修の記録

本センターが発行する「埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター 薬剤師研修手帳」(以下「研修手帳」)に「研修受講シール」を貼付することにより記録とする。なお、研修手帳は本センター発足時、本センター入会時および更新認定時に提供する。

(2) 単位修得の証明

研修受講シールを貼付した研修手帳をもって単位修得の証明とする。研修受講シールを発行しないプロバイダーの単位については、そのプロバイダーが発行した単位取得にかかる証明書等を個別に評価小委員会にて審議し、研修単位として認めることができる。

(特別の事由)

第14条 認定期間内において、下記の特別の事由により所定の単位取得ができなかった場合又はできないと見込まれる場合、申請により原則1年を限度として認定期間の延長を認める。

- (1) 特別の事由とは、妊娠出産、疾病による長期入院、および長期海外出張等やむを得ないものをいう。ただし、特別な事由により研修会に参加できなかったと申請があった期間中に取得した単位は認定の対象外とする。
- (2) 特別の事由で期間を延長したい場合は「認定に係る特別の事由による期間延

長について」【様式3】を、出産の場合は母子手帳の1ページ目を、疾病など
の場合は診断書等の写しをそれぞれ添付して本センターに申請すること。

(認定申請の手続および認定証等の発行)

第15条 研修認定薬剤師の新規および更新認定の手続を次の通り定める。

- (1) 第10条の要件を満たした場合、下記の書類等の提出にて本センターに対して研修認定薬剤師の認定申請をすることができる。
ア：研修認定薬剤師新規・更新申請書【様式1】
イ：認定申請時の研修レポート【様式2】
ウ：薬剤師免許証（写し）（新規申請の場合）
エ：前回認定時の認定証（写し）（更新申請の場合）
オ：第13条（1）の研修手帳
カ：第17条の費用を納めたことが分かる書類
- (2) 研修認定薬剤師の新規認定日は原則【様式1】申請書内の「申請日」とする。
- (3) 研修認定薬剤師の認定期間は新規の場合は原則、申請時に提出された研修手帳において研修終了とした日の翌日より3年間とする。
更新の場合は認定期間満了日の翌日から3年間とする。
- (4) 本センターは研修認定薬剤師申請書の内容を「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」で評価審議のうえ、研修認定薬剤師と認定し、「研修認定薬剤師名簿」に記載し、「研修認定薬剤師証」と「バッジ」を交付する。
なお、申請書類の審査にあたり、委員本人が申請者の場合には、他の委員2名が審査を行い、本人は当該審査に関与しないこととする。
- (5) 本センターの審議で「非認定」となった場合、認定申請者にただちに結果を通知する。その後、認定申請者から不服申し立てがあった場合、「申請に基づく認定薬剤師適否評価表」の閲覧および面談を行うことができる。
- (6) 「研修認定薬剤師名簿」は本会ホームページで閲覧できる。
- (7) 認定手続き時、「研修認定薬剤師証カード」希望者には下記の書類等の提出にて「研修認定薬剤師証」とともにこれを交付する。
 - ・公的機関が発行する顔写真入りの証明書の写し
 - ・第17条の費用及び写真（カラー顔写真）

(認定証の再交付)

第16条 研修認定薬剤師証の再交付手続を次のとおり定める。

- (1) 本センターは研修認定薬剤師が「研修認定薬剤師証」を汚し、破損または紛失した場合、また氏名変更があった場合、再交付することができる。
- (2) 前項の申請を行うとき、本センターに「研修認定薬剤師証再交付申請書【様式6】」を提出することとし、第17条の手数料を納めるものとする。

(申請費用)

第17条 研修認定薬剤師の申請費用とその納入方法を次のとおり定める。

- (1) 「研修認定薬剤師証」のみの申請費用は次のとおりである。

認定手数料	10,000円
更新手数料	10,000円

再交付手数料	3,000 円
--------	---------

(2) 「研修認定薬剤師証カード」の申請費用は次のとおりである。

研修認定薬剤師証カード (写真入り、ホルダーつき)	1,400 円
------------------------------	---------

ア：申し込み時、写真（カラー顔写真、縦 4cm×横 3.5cm）を同封すること

イ：「研修認定薬剤師証カード」には写真のほか、氏名、薬剤師名簿登録番号、初回認定日、認定期限が記入される。

(3) 費用等は現金または、下記の銀行口座への振り込みで本センターに納入することとする。なお、納入に関しての手数料等は本人負担とする。

埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4163659 (一社) 埼玉県病院薬剤師会
--

(認定薬剤師の取り消し)

第 18 条 次の各号に該当する者は認定薬剤師の認定を取り消す。ただし、認定を取り消そうとするときは予め、当該者にその旨を通知する。また、当該者より求めがあった時は、本センターはその者の意見を聞く機会を設けることができる。

- (1) 薬剤師の資格を失った者
- (2) 薬事に関し犯罪または不正行為があった者
- (3) 薬剤師法第 8 条の規定による懲戒処分を受けた者
- (4) 不正な手段により、研修単位を取得した者
- (5) 不正な手段により、研修会等の参加費、認定申請料等の納入を免れようとした者
- (6) 本会ならびに本センターの業務に関し、妨害行為を行った者
- (7) その他、薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

第 4 章 本センターおよび小委員会の運営

(小委員会及び会議の開催)

第 19 条 本センターは必要事項を検討するために運営マニュアルで定める小委員会や会議を適宜開催する。

(広報)

第 20 条 本センターは研修会開催情報を本センターホームページおよび広報誌「埼玉病薬」等により広報を行う。

(実施要項の改定)

第 21 条 本実施要綱の改定については本会の理事会の承認を経て施行する。

附 則

本実施要綱は、平成 23 年 6 月 23 日より施行する。

一部改正 平成 24 年 6 月 28 日

- 一部改正 平成 25 年 8 月 22 日
- 一部改正 平成 27 年 2 月 26 日
- 一部改正 平成 27 年 10 月 27 日
- 一部改正 平成 28 年 10 月 18 日
- 一部改正 令和 2 年 12 月 15 日
- 一部改正 令和 5 年 3 月 14 日

令和 5 年 3 月 14 日の一部改定に伴う本研修センターの認定薬剤師の認定要件については、令和 5 年 9 月 30 日までに申請された認定薬剤師の認定申請については、改定前の認定要件での認定を認める。

ただし、令和 5 年 4 月 1 日以降に新規に取得した単位については、改定後の要件を適用するものとする。

第5号議案

一般社団法人日本病院薬剤師会 第65回通常総会

日時 令和4年6月18日(土) 13時30分より16時30分

場所 AP東京八重洲 P+Qルーム(7階)

確認者 町田充、近藤正己、新井成俊、岸野亨

議事次第	
一. 協議事項	
第一号	令和3年度事業報告(案)
第二号	令和3年度決算報告(案)
第三号	令和4年度補正予算(案)
第四号	役員を選任について
第五号	名誉会員の委嘱
質疑・採決	
二. 報告事項	
第一号	令和3年度監査報告
第二号	薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWGの対応について
第三号	令和6年度診療報酬改定要望事項の募集について
第四号	令和4年度病院薬剤部門の現状調査
第五号	ウクライナへの支援のための支援金募集について
第六号	会員管理システムのクラウド化の対応について
第七号	第5回日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forum について
第八号	令和4年度学術小委員会の編成について
第九号	地域医療連携事例集(Vol. 3) について
第十号	医療機関等において観察研究に診療録情報等を用いる際の同意取得の在り方
第十一号	都道府県病院薬剤師会の災害担当者の設置について
第十二号	令和4年度日病薬表彰の選考結果
第十三号	令和4年度学術奨励賞の選考結果
第十四号	令和4年度江口記念がん優秀論文賞・活動賞の選考結果
質疑	
三. 質問・要望(9件)	
一般望事項: 神奈川県病薬薬(ZOOM)、東京都病薬(ZOOM)、大阪府病薬(ZOOM)	
要望事項: 北海道病薬(ZOOM)、富山県病薬(ZOOM)、大阪府薬(ZOOM)、 福岡県病薬(ZOOM)、沖縄県病薬(会場)	
四. その他	

一般社団法人日本病院薬剤師会 第66 回通常総会報告

日時 令和 5 年 2 月 18 日 (土) 13 時 30 分より 16 時 30 分

場所 A P 新橋 A ルーム (3 階)

確認者 町田充、近藤正己、新井成俊、岸野亨

議事次第
一. 協議事項
第一号 令和 5 年度事業計画 (案)
第二号 令和 5 年度予算 (案)
第三号 名誉会員の委嘱
質疑・採決
二. 報告事項
第一号 令和 5 年度診療報酬改定について
第二号 令和 6 年度診療報酬改定の対応について
第三号 令和 4 年度病院薬剤部門の現状調査の集計結果
第四号 第 8 次医療計画等に関する意見のとりまとめ
第五号 病院薬剤師確保に関する齢 (日本病院団体協議会) について
第六号 病院薬剤師確保の取り組みの手引きについて
第七号 会員管理システムのクラウド化の対応について
第八号 日病薬病院薬学認定薬剤師制度のシステム化の対応について
第九号 「周術期薬剤業務の進め方」 について
第十号 院内製剤の調製及び使用に関する指針 (Ver si on 1. 0) の改定について
第十一号 薬剤管理サマリーの利活用に関するアンケート調査について
第十二号 災害医療支援のための手引き (Ver. 1. 3) の改訂について
第十三号 令和 5 年度学術小委員会の募集について
第十四号 ブロック学術大会への助成金について
第十五号 第 6 回日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forum について
第十六号 第 31 回医学会総会について
質疑
三. ブロック代表質問 (5 地区) 東北地区、関東地区、東海地区、近畿地区、九州山口沖縄地区
四. その他

第6号議案 その他